

西欧諸国の貿易・為替自由化について

—その背景と過去1年間の推移—

目 次

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. は し が き | (3) 貿易・為替自由化の目的 |
| 2. 貿易・為替自由化の背景 | 5. 西ドイツにおける貿易・為替の自由化 |
| (1) 西欧諸国の交換性回復と経済拡大 | 6. イタリアにおける貿易・為替の自由化 |
| (2) 国際機関の果たした役割 | 7. その他の諸国における貿易・為替の自由化 |
| 3. 英国における貿易・為替の自由化 | (1) オーストリア |
| (1) 非居住者経常取引の自由化 | (2) デンマーク |
| (2) 居住者経常取引の自由化 | (3) フィンランド |
| (3) 資本取引の自由化 | (4) スペイン |
| 4. フランスにおける貿易・為替の自由化 | (5) その他の諸国 |
| (1) 経済基盤の確立 | 8. む す び |
| (2) 輸入自由化政策の進め方 | |

1. は し が き

有史以来とうたわれた世界的な好況のうちに迎えた1960年は、世界経済にとってもわが国経済にとっても今後の発展段階を画する大きな意義をもつ年になるであろう。新春早々パリで開かれた大西洋経済会議において、米国は欧州経済協力機構(OEEC)を解体して米国、カナダを含む新しい国際協力機構の設立を提案し、それには日本の参加も考慮されている模様である。わが国の本年最大の課題が貿易・為替の自由化であることはいうまでもないが、さらに国際的地位においても昨年のわが国工業製品輸出は米、独、英、仏に次いで世界第5位を占め、そのめざましい経済成長は各国注目の的となっており、今年のわが国経済は自由世界の重要な一員として国際経済との関連がますます緊密化するものと思われる。西欧諸国の貿易・為替の自由化は、昨年1年の間に飛躍的な発展を遂げた。いまここにその経済的基盤を明らかにするとともに、過去1か年間の推移を跡付けることは、新時代を迎えた世界経済の中におけるわが国経済の立場を理解する上にきわめて意義の

あることと思われる。

由来西欧諸国は米国の半分程度の狭小な地域に2億7千万人の人口を擁し、かつ天然資源にも比較的恵まれていないので、食料、原材料の大部分(たとえば非鉄金属、石油のほとんど全部、繊維原料の80~90%、木材の30%、食料の20%など)を輸入に仰がざるをえず、貿易依存度はきわめて高かった。西欧諸国はそれら食料、原材料の供給を、従来主としてアジア、アフリカの植民地ないしは東欧諸国から受けていたが、戦後植民地は相次いで独立し、東欧諸国は共産圏に属して鉄のカーテン内にはいったので、輸入先を一部ドル地域に転換しなければならなくなった。その上西欧諸国は第2次大戦の戦場となって著しく荒廃したのに対し、北米諸国は戦時中に膨脹した生産設備がほとんど無傷で残ったので、工業生産においても欧米間の生産能力には著しい懸隔を生じた。戦後の世界経済を特長づけた西欧諸国のドル不足はこのような事情によるものであった。その後マーシャル・プランをはじめとする巨額の米国の援助により西欧諸国の経済力が回復するにつれて、貿易も漸次拡大に向かい、ことに1948年に設立さ

れた欧州経済協力機構（OEEC）、および50年に発足した欧州決済同盟（EPU）などの国際機構は、かかる西欧諸国の復興に大きな役割を果たした。

しかし1958年、それまで年々平均8～9%の割合で伸びてきた世界貿易（輸出額FOB）は逆に5%の減少をみた。そのおもな原因はスエズ動乱の終結に端を発した世界的な景気後退であったが、それと同時に戦後の復興段階を終えた世界経済にとって、従来のごとき保護貿易体制のもとにおいてはもはや世界貿易の拡大も世界経済の発展も期待しえないことが、現実の問題として漸次多くの識者により認識されるようになった。これはすでに44年のブレトン・ウッズ協定当時より予想されていたところであるが、58年末の西欧諸国の通貨交換性回復、59年1月の欧州共同市場の成立、およびそれに続く急テンポな貿易・為替の自由化は、かかる西欧経済の行き詰まりを国際的視野のもとにおいて解決せんとするものであり、世界経済が全く新しい段階にはいったことを示すものといえることができる。

2. 貿易・為替自由化の背景

(1) 西欧諸国の交換性回復と経済拡大

1957年末、米国および西欧諸国の通貨当局は、おのおの性格を異にする二つの問題に悩まされていた。一つはその年の秋に始まった米国の景気後退の影響であり、他の一つは西欧諸国の依然たる国際流動性不足と、絶え間のない賃金引上げに基づく国内のインフレ圧力であった。したがって米国連銀が低金利政策を採用して積極的に通貨量の増大を図り、景気後退にもかかわらず米国の輸入が高水準を持続したのに対し、西欧通貨当局は逆に引締め政策を堅持してインフレの克服に努めた。この結果米国経済は58年5月からV字型の急速な回復を示したのに対し、西欧諸国は外貨収支の好調なイタリア、西ドイツ、オランダなどの一部諸国を除き全般的にゆるやかな景気後退を経験した。しかしその間を通じて西欧諸国の賃金一物

価の悪循環は断ち切られ、交易条件の好転と相まって輸入は大幅に減少し、金・外貨準備は年間37億ドルを増加して長年にわたり西欧諸国を悩ませてきたドル不足は一挙に解消した。

西欧諸国は以上のような情勢を背景に1958年暮れいっせいに通貨交換性を回復したが、その後の推移は予想外に順調であった。58年5月以降12か月間に20%の上昇をみた米国の生産水準が、59年7月以降の鉄鋼ストライキにより低迷を余儀なくされたのに対し、欧州大陸諸国の工業生産は59年第2四半期には前年同期比6.4%の増加を示し、さらに59年下半期中を通じ顕著な増勢をたどった。なかでも西ドイツ、イタリア、オランダの増加率が大きかったことはいままでもないが、これらのほかにベルギー、ルクセンブルグは、59年第1四半期には対前年比4.4%の減であったのにもかかわらず、第2四半期には対米鉄鋼輸出の急増にささえられて前年比4.1%増となってその増加ぶりが注目された。久しく停滞を続けていた英国経済も、同年第2四半期以降は顕著な拡大を示し、11月の工業生産は前年比9%の増となり、鉄鋼操業率は95%をこえた。

かかる西欧諸国の景気上昇に伴い、1959年9月の西ドイツ・ブンデスバンクの公定歩合引上げを契機としてそれまでの低金利政策に終止符が打たれ、デンマーク、オランダ、ベルギー、スウェーデンなどは西ドイツに追随して相次いで公定歩合の引上げを行なった。米国、カナダにおいてはすでに58年下半期に高金利政策への転換が行なわれていたので、ここに世界的に高金利時代を迎えることとなり、しかもこの結果、米国、英国、西ドイツ、フランス、ベルギーなど主要国の公定歩合はいずれも年利4%と、明らかに世界の金利水準は平準化傾向を示すに至った。

これら西欧諸国の最近の景気上昇過程は、大陸諸国と英国によって若干趣きを異にする。すなわち大陸諸国においては景気の上昇は主として在庫投資、建築、および輸出の増大によってもたらされた。さらに昨年1月から発足した共同市場は予

想以上に順調な発展を遂げ、域内産業の技術・販売提携、企業合同なども活発に推進され、かつ域内資本交流の活発化に加え共同市場の発展を見越した米国資本の巨額の流入もあってその経済拡大の大きな支柱となった。共同市場6か国の1959年第2四半期の輸出は前年同期比11%の増加をみたが、これは主として自動車、機械、鉄鋼を中心とする対米輸出の増大によるものであった。

他方英国は1957年のポンド危機に際して採られたドラスチックな引締め政策などのため経済活動の停滞が目立っていたが、58年夏以降の相次ぐ金融緩和策および積極財政政策により、民間消費および公共投資を中心に景況は漸次回復、輸出の好調もあって59年春以降は明らかに拡大過程にはいるに至った。ことに58年10月の賦払信用規制撤廃を契機とする商業銀行貸出の急増（59年11月中央高 2,868 百万ポンド、前年同期比 722 百万ポンド増）と、所得税、購買税をはじめとする3億ポンドの減税を含む59年度予算の実施は記録的な消費ブームを現出し、景気上昇の大きな要因となった。

かかる西欧諸国の経済力の伸張に伴い、従来国際経済において圧倒的優位を誇っていた米国の地位は相対的に一歩後退する結果となった。1958、59年中の米国国際収支の赤字は、それぞれ34億ドル、および約40億ドルに上るといわれており、57年末 229 億ドルであった金保有高は昨年末には 195 億ドルにまで減少した。その反面西欧諸国および日本の金・外貨準備はその比重を高め、世界経済の平準化傾向が着実に進行した。かかる情勢を背景に昨年9月のIMF総会において、アンダーソン米財務長官は米国国際収支の大幅な逆調と、西欧諸国および日本の経済力充実、国際収支の改善にかんがみ、これら諸国の対ドル差別の撤廃と、後進地域援助への参加を強く要望した。その上西欧通貨の交換性回復は理論的にもドル差別(dollar discrimination)を継続する理由を失わせていたため、年初来進められてきた西欧諸国の貿易自由化はIMF総会(9月)、ガット総会(10

月)を契機として一段と推進された。一方これと平行して為替面の自由化も着々と進められたので、本年春ごろには西欧諸国の貿易・為替制限は関税障壁および居住者の資本勘定を残して事実上ほとんど撤廃されることとなる。後者についても今後共同市場を中心に自由化の努力が続けられるものと予想されるので、ブレトン・ウッズ協定に示された自由通商の精神は名実ともに1960年代の世界経済の指導原理になるものと思われる。

(2) 国際機関の果たした役割

かかる西欧諸国の貿易・為替の自由化を推進する上に大きな役割を果たしたのは、資力を増強したIMFやガットなどの国際機関であった。すなわち昨年9月のIMF総会においてヤコブソン専務理事は、西欧主要国がすでにIMF規約14条国から8条国に移行すべき段階に到達していることを指摘し、西欧諸国の決断を促した。同理事会は10月25日、国際収支上の理由に基づく差別的制限の撤廃に関する決議を全会一致で採択して、加盟諸国が早急に差別的措置を除去する手続を講ずることを要請した。さらに10月から東京において開かれたガット第15回総会においては開会にあたりF. G. オルジーニ議長が、「世界は一体であり、一地域が他の地域を犠牲にして栄えることはありえない。すべての地域に対し生活水準の向上を保証する道は、均衡と調和のとれた貿易の発展にかかっている」と国際協力、自由通商のガット精神を強調して内外の参加者に深い感銘を与えた。

さらに今回の会議を通じて米国代表シロン国務次官およびカーズ商務次官は、最近の米国国際収支の悪化、および特定商品の短期間における輸入急増が米国の同業者に対し重大な影響を与えつつあることから、国内において保護貿易論ないし対外援助の削減論が抬頭しつつあることを警告し、対米輸出の急増しつつある諸国に対して対ドル輸入制限撤廃を強く要請した。これに対し英国およびフランスが直ちに応じたほか、オーストラリア、デンマーク、イタリア、オランダ、フランス、日本などが相前後して本年1月以降の自由化

スケジュールを発表し、さらに西ドイツおよび英国は後進国援助に一部米国の肩代りを行なうなど、世界的な貿易・為替自由化、国際協力の趨勢は動かしがたいものとなった。

3. 英国における貿易・為替の自由化

(1) 非居住者経常取引の自由化

交換性回復後英国にあっては、公認為替銀行のポンド銀行券輸出の自由化（1月）、3国間貿易に関するポンド・ユーザンス禁止措置の解除（2月）、公認為替銀行の外国銀行券取引の自由化（2月）、ロンドン為替市場の先物取引および金取引の制限解除（3月）など、一連の非居住者経常取引の自由化が推進された。これらは交換性回復に引き続き当然の措置であるが、これによってロンドン為替市場はその国際的地位を漸次回復しつつあり、これらに伴う金融、海運、保険などの貿易外収入の増加は、年間約1億ドルと推定されている。さらに為替自由化には直接の関係はないが、昨年5月従来分数表示であったロンドン為替市場の建値が小数表示に改められたことも、為替取引の簡素化に役立ったものといえよう。

(2) 居住者経常取引の自由化

由来英国は重商主義の発祥地であり、自由貿易をもって国是としてきた。それが戦中戦後を通じて20年にわたりきびしい貿易統制を実施するのやむなきに至ったのは、戦争で疲弊した国内経済の復興を優先させたことと、戦後のドル不足という特殊な事情のためにほかならない。ただし先進工業国として原料輸入、製品輸出の典型的な貿易構造を有する英国においては、工業製品、特に完成消費財が比較的厳重な統制下におかれていたのに対し、食料、原材料については早くから自由化が進んでいた。しかし食料、原材料の中でも、酪製品、ハム、魚類、果実などの輸入は、国内有業人口の5%を占める農漁民保護のために制限され、また英連邦からの食料、原材料輸入を優先させるためいわゆる英連邦特惠関税制度が存続しているほか、若干の差別的輸入制限が残されていた。

しかるに1958年から59年にかけて、英国の貿易自由化を阻害していた諸要因はほとんど除去された。すなわち56～57年の投資ブームとその後の調整過程を通じて、英国産業の競争力は国際市場において他国の商品と同等に打ち打ちできるまでに回復し、金・外貨準備は30億ドルをこえ過去の最高水準に接近した。英国政府が58年9月以降3度にわたる貿易自由化措置を断行し、一部の地域を除きほとんどすべての輸入制限を撤廃するに至ったのは、輸出不振に悩む友邦米国、カナダの強い要請もさることながら、英国経済が戦後の過渡期を脱し、裸で国際市場に進出しようとする自信を回復したことによるものとみられる。

今その足どりをみるに、1958年9月カナダのモントリオールで開かれた英連邦貿易経済会議においてカナダのフレミング蔵相は、カナダが英連邦内にありながら英国為替管理法上ドル地域として扱われていることを不当とし、ポンド交換性回復の早期実施を迫った。エイモリ英蔵相はこれに対しポンド交換性回復の機が熟しつつあることを認めながらも、その時期は英国自らが決定するとしてこれを拒否し、その代償としてドル地域輸入制限の一部緩和を実施した。かかる事情によりこの際における自由化品目は、工業・農業・事務用機械、新聞用紙およびさけかん（ただしソ連圏からのものを除く）など主としてカナダにとって有利なものが多かった。

しかるに英国はその後同年12月に他の西欧諸国と同時に交換性を回復したのでドル差別は事実上名目を失い、差別貿易廃止を要望する声は、米加両国においていっそう激しくなうた。その上翌年5月モスクワにおいて調印された英ソ貿易協定の成立はいたく米国官民を刺激したため、英国当局は直ちに大幅なドル地域輸入制限の緩和（6月実施）を発表して、そのゆう和を図った。この措置は同時に米国における保護主義の抬頭をけん制する意図もあったと解せられる。

これらの措置にもかかわらず1959年上半期の英国のドル地域輸入はかえって前年同期より減少

し、その影響はほとんど現われなかった。これは①英米両国の景気のズレ、②一部米産品の競争力低下、ないしは英国産業の生産性向上、③連邦特惠制の適用されるカナダを除き高率の関税障壁が残存していること、④英米両国の嗜好の相違、などの理由によるものと思われる。しかしてその後59年11月、当時季節的な要因もあって国際収支は必ずしも好調とはいえないにもかかわらず、英国当局がドル地域および緩和地域 (relaxation area) にまたがる全面的な輸入制限撤廃に踏み切ったのは、単に米国の要請というのみならず世界的な貿易・為替自由化の趨勢を洞察し、自由化政策において他の諸国をリードし、自らの立場を強化せんとするねらいによったものであろう。事実英国の輸出は最近やや伸び悩みの傾向を示し、世界貿易中に占めるその比重は年々低下し、58年には西ドイツに抜かれて世界第3位に転落した。特に貿易依存度の高い英国にとっては、米国および大陸諸国の輸入制限は致命的である。欧州共同市場がますます強大となり、本年大統領選挙を控えた米国において保護主義の抬頭が懸念されるおりから、英国としては率先して自由化政策を打ち出し、自由貿易によって自国の輸出を有利に導く以外には、英国の世界市場からの後退を食い止める方法はないとみられる。

以上の措置により、英国の輸入制限はほぼ全廃されたに等しく、残存規制品目はドル地域25品目、緩和地域16品目を残すのみとなった。これらは国防、厚生、保安、国内農業およびスターリング地域保護などの理由のために国際的にもおおむねやむをえないと認められているものであるが、モードリング商相はかかる残存規制品目についてもできるだけ早い機会に自由化したい旨を述べている。

なお以上の措置は、日本およびソ連など共産圏諸国に対しては適用されない。共産圏はともかく日本が除外された理由については、公式的にはなんら明らかになされていないがフィナンシャル・タイムズ紙によれば、日本製品の価格がきわめて割

安であり、国内産業に与える打撃を特に警戒したためとみられている。

またこれら貿易上の措置と平行して旅行者外貨や各種の海外送金などの貿易外支払も大幅に自由化(7月および12月)されたので、英国がIMF規約8条国に移行するのはすでに時間の問題とみられている。

(3) 資本取引の自由化

これによって昨年未までに經常取引は居住者、非居住者ともほとんど自由化されたので、次に予想されるのは非居住者資本取引の自由化である。昨年12月初め、米、独などの海外短期金利の高騰から対外ポンドがパリティを割ったにもかかわらず、証券ポンドが堅調を維持し両者の開きがほとんど消滅するに至ったのは、かかる見通しが一般に浸透していたからにはかならない。事実大陸諸国間の資本取引の自由化は共同市場を中心にめざましいものがあるのに対し、英国のそれがやや立ち遅れているために、最近では米国、カナダなどからの投資が漸次大陸諸国に切り替えられる傾向すら生じている。たとえば昨年上半期の米国の共同市場向け直接投資は、前年同期を3倍近く上回って122百万ドルに達しているのに対し、英国向けのそれは同期間にほとんど増加をみていない。さらに国際資本市場としてのロンドンの地位向上の目的からも、投資対象の拡大、元本の本国送金制限の緩和、再投資の自由化などの措置のほか、投資手続の簡素化が本年春ごろから逐次実施され、遠からず証券ポンド勘定の廃止に至るものと思われる。

居住者資本勘定の自由化については、単に英国のみならずスターリング地域全体の外貨収支に関係するので、早急な自由化は困難と思われるが、内外の自由化機運が熟するにつれて漸次この問題も論議の対象となりつつあり、たとえばIMFヤコブソン専務理事は先般訪欧の途次ロンドン大学において「新しい通貨の方向」と題する講演を行ない、「英国をはじめ欧州諸国は、IMF協定によって要求されるより以上の為替管理の自由化

を、多くの人々が予想しているよりも早く達成しうるかもしれない。居住者資本取引の自由化は多くの人々が考えているほど危険なものではない。英国市場において居住者の資金が国際短期資金の動きのように巨額な流出を起こしたことは今までになかったし、周期的な為替危機にも居住者資金は大した役割を演じなかった。英国が国際経済においてその地位を確保するためには、他の欧州諸国のように貿易面でも金融面でももっと自由化を積極的に推進する必要がある。わたくしの感じではポンドは $\frac{3}{4}$ 自由化、 $\frac{1}{4}$ 統制といったところであるが、他の欧州通貨中最も自由なものの水準に早急に到達すべきであろう」と述べて英国当局の決断を促している。

4. フランスにおける貿易・為替の自由化

(1) 経済基盤の確立

第2次大戦において国土が大部分戦場と化したフランスは、戦後経済復興のため積極的な拡大政策を採らざるをえなかった。その中心となったのがいわゆるモネ・プランで、1947年から開始され、鉄鋼、石炭など基礎産業を中心にフランス産業の立ち直りに多大の成果をあげた。しかし経済復興を急いだあまり国際収支は極度に悪化し、金・外貨準備は55年末の20億ドルから57年6月末には事実上ほとんど枯渇するに至った。かくて57年6月フランス当局はついに全面的な輸入制限に踏み切り、対ドル地域および対OEEC輸入自由化率はそれぞれ11%、82%から一挙に0%に引き下げられた。

しかしかかる封鎖主義のもとに拡大政策を強行したことは、フランス経済の各部門における不均衡をますます増大せしめたのみならず、対外的にも欧州共同市場の発足をめぐる複雑な国際情勢から政策転換の必要に迫られたので、1958年末ピネー蔵相はドゴール大統領の強大な政治力を背景に、フランの切下げ(17.55%)、増税(3,000億フラン)、補助金削減(2,550億フラン)、財政投融资増(前年比27%)など消費抑制、投資促進の効

果をもつ一連の経済再建総合政策を断行した。その結果フランス経済の体質は著しく改善され、赤字を続けていた貿易収支は5月以降黒字に転じ、金・外貨準備は昨年中に670百万ドルを増加して59年末には1,720百万ドルに達した。しかもこの間約10億ドルの外貨債務を返済し自由化政策のための基礎は全く整うに至った。かかる経済的基盤なしに輸入自由化を強行したならば、割安外国商品のはららんによって国際収支の危機ないしは国内産業の破滅をみたであろうし、その後実施された旅行者持出外貨の制限緩和、外国銀行券取引の自由化なども、一昨年のごときフランの弱勢下に行なわれたならば、フラン貨の暴落、やみ市場の盛行などを招き、フラン切下げの歴史を繰り返すこととなったであろう。

(2) 輸入自由化政策の進め方

フランス当局は共同市場の発足に伴い、1959年1月輸入自由化率の引上げ(対OEEC地域0から90%へ、対ドル地域0から50%へ)を行なったが、その際原材料は99%の高率であったのに対し、食料品、工業製品はそれぞれ85.3%、84.5%にとどめられた。これは原材料資源に乏しいフランスにとってそれらの輸入自由化は国内産業との競争が比較的少なく、かつフランス産業のコスト引下げに役立たせる必要から積極的に自由化を行なう必要があったのに対し、食料品および工業製品に関しては国内産業に影響を及ぼすので、その輸入自由化にはかなり慎重な態度がとられたためである。すなわち59年1月の自由化に際して当局は、まず十分競争力を有する商品、もしくは国内需要の少ない商品を選んで行ない、公表自由化率を大きくしつつ国内産業に対する事実上の圧力は極力少なくすることに努めた(昨年1月の対OEEC工業製品輸入自由化率は48年基準で84.5%であったが、実質的には60%にすぎなかったといわれている)。

しかしその後6ヵ月間にフランス経済は急速に立ち直り、国際収支も安定するに至ったので、フランス当局は、7月に至り一部機械、車両、繊維

製品などのほか、ウラニウムを除く全鉱物資源を含む大幅な自由化を実施し、その後は自由化率にはほとんど響かないような小さいものでも、国内産業の事情に応じ得る限りの自由化を進める積極的態度に変わっている。10月10日の茶、種油、魚類、カメラなど150品目におよぶ対日輸入最低税率適用品目の拡大、同24日のドルおよびOEEC地域以外の諸国に対する特定産物輸入制限の撤廃、11月および本年1月の2回にわたり実施されたドルおよびOEEC地域輸入の自由化などは、いずれも英国、西ドイツと歩調をそろえ、最大限の自由化を実施せんとするフランス当局の意欲的な態度の現われとみることができる。

(3) 貿易・為替自由化の目的

貿易・為替自由化の目的は、基本的にはブレトン・ウッズ協定にうたわれた自由通商の原則に沿わんとするものであるが、特にフランスの場合には次のような特色があげられる。

(イ) 国際競争力強化策

自由化の推進にはまず国内産業の国際競争力が不可欠の前提となるが、かなりの程度実力を有する産業に対してはこれを国際競争場裡にさらすことにより、かえって合理化を促進し国際競争力を強化することが可能である。また原材料の輸入自由化はフランス産業のコスト引下げに役立つので、共同市場内におけるフランス産業の地位強化を図るため積極的に行なわれたが、ピネー蔵相も言明しているとおりにこれらによる国内産業の混乱は予想外に少ない模様である。

(ロ) 物価対策

フランスでは昨年夏の干ばつにより食料品価格が高騰したが、これに対する物価安定策として本来の自由化政策とは別個に一部食料品の大幅輸入緩和が行なわれた。たとえば昨年11月に野菜、乾燥野菜、果実、オリーブ油、肉かん詰などにつき、12月末までの期限付で関税免除と同時に輸入制限が廃されたのはこれである。

(ハ) 対外政策上の目的

貿易自由化は今や世界の大勢であり、一国がい

つまでも保護政策のからに閉じこもっている時には世界から報復的貿易制限を受ける恐れすらある。1957年来フランスはOEEC諸国から貿易の自由化を求められていたが、昨年末には米国からも対米差別撤廃の要請がなされ、国際外交上の見地からも自由化政策を進めなければならない立場にある。昨年1月の自由化率の引上げは共同市場発足を控え対外政策上大きな意味をもつものであったが、フランス当局はその後も9月28日のIMF総会に先立つ26日に対ドル輸入自由化率の引上げ(60%から80%へ)、同じく10月26日のガット東京総会を控えた24日に関税引下げと輸入自由化(ドル・OEEC地域以外の諸国からの特定産物を対象とする)、ジロン米国务次官の訪欧(12月)を前にしてのピネー蔵相(11月)およびフレッシュ経済相(12月)の声明(2年以内にフランスの工業製品輸入制限を全廃する)など、いずれもきわめてタイムリーに自由化政策を打ち出している。

(ニ) 外資導入の促進

1958年の交換性回復に引続き、翌年1月にフランス当局は資本勘定を廃止して非居住者資本取引を自由化した。フランス産業が国際競争力をいっそう強化し、共同市場内における指導的地位を確保するためには今後さらに合理化投資を続ける必要があり、それには外資導入の促進が緊要と認められたからである。以来フランス経済の回復と相まって外資の流入は大幅に増加し、貿易収支の好転、観光収入の増加などとともにフランス経済の流動性を著しく高める結果となっている。そのため中央銀行依存度のきわめて高かった信用形態も大いに改善され、金融正常化が促進された。

以上のごとく過去1年の間にフランスの貿易・為替自由化は大幅に進められ、従来の厳重な保護貿易、為替管理政策は完全に放棄された。この結果残された為替制限はおおむね居住者の資本取引のみとなり、貿易面においても本年1月の輸入制限緩和以降は従来の自由化品目の代りに残存制限品目を公表する方式に改められたほか、今まで買

易・為替管理を一手に行なってきた膨大な機構の為替局（大蔵省の外局）は廃止された。かくてフランスの貿易・為替の自由化は、当初は外部からしいられたものであったが、現下の世界情勢の下においては結局フランス自身のために必要であるとの認識に基づき、昨年下半年以降はむしろ自発的に進められてきたものとみることができよう。

5. 西ドイツにおける貿易・為替の自由化

西ドイツ経済がその成長率においても外貨保有高においても西欧諸國中随一であり、マルクがドルと並んで世界で最も強固な通貨の一つとなっていることは周知の事実である。1958年末の交換性回復直前における西ドイツの為替管理の状況はこうした西ドイツの地位を反映してきわめてゆるやかなものであり、短期資本の流入ならびに保険契約などについて若干の制限が存在するのみであった。したがって西ドイツにとって交換性の回復は自国については現状の追認であったといつてよく、むしろ周囲の状況の変化として意義があったと思われる。ひとたび西欧諸国の交換性回復が実現されるや数ヵ月をいわずして残存為替管理を全廢するに至ったのも、諸外国通貨の交換性回復によりホット・マネー流入の懸念が少なくなったからにほかならない。

一方貿易面においては、1958年末にすでに対OECEC94%、対ドル地域95%ときわめて高い自由化率を達成していたが、昨年2月国内の石炭産業の危機に対処するため、やむをえざる措置として石炭の輸入制限を実施するに及び、輸入自由化率は対OECEC92%、対ドル地域85%にまで低下した。したがって英国初め他国の自由化の進んだ今日では、貿易自由化の状況は必ずしも高いとはいえない。また食料品についてはなおかなりの数量制限が存在しているため、各国から強く自由化を要望されている。

事実すでに1957年IMF、ガットなどにおいて貿易・為替制限実施の資格なしとの判定がなされていたが、さらに昨年5月のガット総会において

はその後の貿易自由化の不徹底が非難され、西ドイツ政府は60年末までにかなり具体的な自由化を行なうこととなった。今後の自由化の方向はドル地域輸入差別の撤廢、農産物輸入自由化の段階的实施、ならびに欧米以外の諸国に対する双務協定の範囲内での貿易拡大が予定されている。

現在昨年7月以降継続中の西ドイツとわが国との貿易協定の改訂に関する交渉が本年1月再開された。従来問題とされている品目は繊維製品、陶器、双眼鏡、ライター、ミシン、がん具の6品目であるが、昨年の交渉においては繊維、陶器についてわが国の自主規制適用によるクォータ拡大提案に対し西ドイツ側が難色を示し、またその他の品目について西ドイツ側からわが国に自主規制を申し入れたのに対しわが国が事実上実施困難であると述べたことなどから交渉は難航を続けている模様である。この交渉の成果は、わが国の今後における共同市場諸国との貿易取決めのパターンを形成するものであり、また西ドイツにとつてもいわゆる低賃金諸国との貿易関係のモデルとしてインドなどの注目するところとなっているので、この交渉をわが国に有利に進めるためにも自由化のタイミングを失しないことが緊要である。

なお西ドイツの為替管理法体系は現在いまだに対外取引の全面禁止を原則とした占領時代のものを根幹としているが、現在の完全自由化の実情とはあまりにもかけ離れているので、政府は最近貿易為替取引の全面的自由を原則とし、例外的な場合にのみ制限を行なう旨を規定した新対外経済法を立案し、目下国会で審議中である。

6. イタリアにおける貿易・為替の自由化

イタリアは現在もなお為替管理法上の許可制度が形式的にはかなり存続しているが、その運用についてはきわめてゆるやかで、經常取引はもちろん資本取引についても実質上自由化されているとみることができよう。すなわち1956年2月イタリア当局は外資法の大幅改正を行ない、非居住者のイタリアに対する投資は「生産的投資」と「非生

産的投資」に區別され、前者については元本および果実の本国送金は全く自由となった。後者については元本の送金は投資の日より2年後、果実の送金は年間投資額の8%という制限が一応課せられているが、56年6月以降は外国銀行券の自由市場が創設されたため、実際には上記外資法の制限にもかかわらず非生産的投資による元利金も自由に海外に送金されている。

一方資本輸出面では昨年9月に、企業の生産目的の外国証券取得、外国企業への参加に関する制限が撤廃された。イタリアの資本輸出は、すでに57年の6百万ドルから58年には11百万ドル、59年には上半期のみで11.7百万ドルに倍増しており、今後ますます活発化するものと予想されている。また居住者の外貨保有については、従来14日間の自己保有および使用が認められ、この期間を過ぎた後は公認為替銀行を通じ為替局に集中されることになっていたが、昨年7月以降この期間は1か月間に延長された。

貿易の自由化については、イタリアはOECC内においては西欧諸国のうちで最も早くから積極的に実施しており（1956年以降対OECC輸入自由化率は99%）、その努力は高く評価されていた。しかし対ドル地域輸入自由化率は68%（59年1月）とOECC諸国に比して約30%の開きがあり、ドル差別の傾向は依然強かった。しかるに58年以降、交易条件の好転に加えて輸出の伸張、観光収入の著増などにより国際収支は大幅な改善を示し、金・外貨準備の増加率もきわめて高かったため、昨秋IMF当局は「もはや国際収支を理由とする輸入制限を続ける資格なし」との判定を下した。事実①金・外貨準備の増大（59年末残高3,230百万ドル—推定、約1か年分の輸入に相当する）、②リラ貨の交換性回復、③西欧諸国の自由化の趨勢、④米国資本財、消費財の輸入による自国生産性の向上と競争力の強化、⑤米国資本の導入促進などの諸要因からイタリア当局も自由化の機が熟したことを認め、59年6月ドル物資330品目を自由化した。さらに本年1月には対ドル

地域輸入自由化率を従来の75%から90%にまで引き上げることになっている。なお昨年10月のガット総会においてもイタリアの輸入制限が問題となっており、本年5月の第16回総会までに輸入制限撤廃計画をガットに提出するよう決議されている。

7. その他の諸国における貿易・為替の自由化

(1) オーストリア

オーストリアにおいては外資導入促進の立場から、まず非居住資本取引の自由化が1958年以降相次いで実施された。すなわち58年7月封鎖リング勘定によるオーストリア債券の購入が自由化されるとともに、購入後5か年を経過したことを条件として有価証券収入の国外送金が許可された。同年12月の交換性回復に引続き59年3月には非居住者に対し投資元本の国外送金が一定の条件のもとに認められ、さらに10月には交換可能通貨諸国居住者の封鎖リング勘定は全面的に自由化されるに至った。しかし居住者の資本輸出には、なお厳格な制限が残されている。

交換性回復に伴う經常取引の自由化は、昨年1月にドルおよびエスクードの市場取引（EPU通貨は従来より市場取引可能）、および外国貨幣の取引などが許可されており、また貿易面では同年4月に330品目につきドル差別の撤廃が行なわれたので、オーストリア輸入品目の70%が地域的に無差別となった。なおこれらのほか、輸出報償金制度の縮小（5月）、関税の一部引下げ（6月）などの自由化措置も行なわれている。

(2) デンマーク

デンマークにおいては交換性回復後旅行者外貨持出限度の撤廃（1959年2月）が行なわれた以外特にみるべき自由化措置は行なわれていないが、政府はドル優先外貨制度（現在輸出代金の6%）を61年末までに廃止する旨を決定している。

現在同国の貿易政策は本年7月の欧州自由貿易連合発足のための調整に集中されており、政府はこのため昨年11月新関税法を国会に提出した。デ

ンマークは欧州諸国のうちでは低関税国の一つであり、従来主として輸入割当により国内産業の保護を行ってきた。今回の法案は、要保護産業の生産物（296品目）に対する関税を引き上げて欧州自由貿易連合の発足に伴う価格競争の激化に備える反面、その他の品目（170品目）については関税を引き下げ、同時に輸入割当の大部分を廃止しようとするものである。なお本措置により対OEEC輸入自由化率は従来の86%から92%へ拡大することが見込まれている。

(3) フィンランド

フィンランドは欧州において最も為替制限のきびしい国の一つであったが、1957年10月の平価切下げ以降相次ぐ自由化措置を実施し、58年末の交換性回復においては他の西欧諸国と肩を並べることになっている。またその後も、為替取引面では市中銀行の為替先物取引の自由化（59年1月）、旅行者外貨持出限度の拡大（8万マルッカ、3月）、貿易外支払の一部自由化（5月）などの諸措置を行なっている。

貿易面では昨年4月発効のOEEC諸国（フランス、トルコを除く）との多角決済協定により、本年3月末までに対多角決済協定締結国輸入自由化率（1954年基準）を80%とする旨約束しており、目下その線に沿って貿易自由化を準備中である。しかし昨年10月、米国、カナダ、フランス、スペインへの多角決済協定の拡大を各国に要請しているため、実質的にはドル差別の撤廃を含む貿易自由化が本年早々から行なわれるものと思われる。

(4) スペイン

スペインは1953年以降執拗なインフレに悩まされ、また工業開発計画による輸入増加もあり、昨年上期には金・外貨準備が全く枯渇して、ペセタ貨の実勢相場は公定1ドル=42ペセタのところ58ペセタまで下落した。政府はここにおいて昨年7月ペセタ公定相場を1ドル=60ペセタに切り下げるとともにOEECに正式加盟し、IMF、EM A、米国などから巨額の借款を得て、現在では貿易自由化とこれを可能ならしめるための経済安定

計画を着々と進めている。

その後同国は貿易正常化の手始めとして、200品目におよぶ貿易自由化措置を実施するとともに新関税率表の公表（関税率はなおきわめて高い）を行なったほか、資本輸入規制の簡素化を行ない外資導入による安定化計画の推進を目指している。

(5) その他の諸国

その他の諸国については、交換性回復後特に記すべき貿易・為替自由化措置は採られていない。これは自由化がすでに完全に近い状態にあるか（スイス、ベルギー、ルクセンブルグ）、あるいは国際収支上または国内均衡上自由化が困難であるか（ノルウェー、スウェーデン）、ないしは法的規制は残しつつも運用面で自由化を進めているか（オランダ）によるものである。

む す び

戦後15年を経過した今日、各国とも完全に経済の復興を終わり、もはや「戦後」と呼ばれる時代は終わった。西欧諸国は経済成長と同時にこの間積極的に体質改善の努力を続けてきた。たとえば1950年以降大規模な生産設備の合理化または近代化が行なわれるとともに、英国およびベルギーにおける弱小炭坑の整理、伝統を誇るランカシャー綿業の再編成など、経済構造の弱い部分については遠慮なくメスが当てられた。かくしてマーシャル援助によってかろうじて生きのびた西欧経済は、今や米国経済とほぼ対等の国際競争力を有するまでに成長し、貿易・為替の自由化を断行して世界経済に新たな時代を迎えようとしている。

もちろん西欧諸国には、わが国と比較して自由化の行ないやすい事情が存在していたことも見のがせない。その第1は西欧諸国における国際分業の発達である。このことは特に大陸諸国において著しく、たとえばオランダの電気器具、ドイツの光学機械、スイスの時計などは単に自国のみならず全欧州市場においてほとんど独占的地位を占めていたため外国産業との競合はあまり問題とならなかった。これは欧州共同市場の設立を可能なら

しめる経済的基盤の一つになっている。第2に西欧諸国においては各国とも国際競争力を十分に有する巨大産業が国内市場を支配し、中小企業はその系列にはいるか、または北欧のガラス製品工業、英国の家具工業、フランスの醸造業のごとく独特の技術を生かして独自の地位を確保している。この点わが国の中小企業の多くが、低い技術水準と弱小資本のため marginal supplier の立場にあるのとなりに事情を異にするものといえよう。

第3に西欧諸国においてはその地理的環境から必然的に国際的視野において物事を考えざるをえないという事情もある。

西欧においては一国のみが封鎖経済を持続することはほとんど不可能である。ことに欧州共同市場加盟6か国は、域内貿易・為替の自由化に対処するためつとに国際競争に抗しうる態勢を整える必要に迫られ、国民の心構えも共同市場発足以前からすでにでき上っていた。したがって共同市場内からOECD諸国へ、さらにはドル地域諸国へという自由化範囲の拡大も、最近の西欧諸国の経済力充実を背景に比較的容易に行なわれたのである。

ひるがえってわが国をめぐる国際環境は、共同市場のごとき貿易自由化への incentive が身近に存在しなかったため、自由化に対する認識は西欧諸国に比して著しく立ち遅れ、昨年10月のガット東京総会を契機としてはじめて現実の問題として真剣に検討されはじめたようである。しかるにこの間西欧諸国の自由化は予想外に進展し、しかも工業国中わが国のみが主としていわゆる低賃金を口実にきびしく差別されており、一方貿易・為替の自由化を通じて西欧諸国の国際競争力はますます充実しつつある。欧州共同市場の最近の動きをみても、それは戦前のごとき排他的ブロック経済を目的とするものではなく、大企業中心の企業合同、企業提携および国際資本交流によって積極的に国際競争に優位を占めんとするものである。本年1月12日の大西洋経済会議において西欧諸国と米国、カナダとの間に新しい国際経済協力機構の

設立が討議され、これら諸国が平等の立場で経済協力を進め、自由貿易体制の確立と低開発地域援助に乗り出すことになったと伝えられるのも、やはり正常化しつつある世界経済を背景とした国際経済の新動向を示すものといえよう。

さらに注目すべきことは本年5月のガット総会は西欧諸国の低賃金国差別が既成概念として国際的に容認されるか否かの天王山となることが予想されることで、その成行きいかんは今後のわが国の対西欧貿易に大きな制約を与えることとなる。特に欧州共同市場を中心として西欧経済がめざましい発展を遂げつつあるおりから、日本と西欧諸国との貿易を相互に自由化し、拡大することはますます緊要となりつつある。したがってわが国も以上のごとき世界的な自由化の趨勢と国際経済協力の動きに時期を失せず即応してゆかなければ、35条援用撤廃など対日差別問題の解決はきわめてむずかしく、やがては世界の孤児となって世界貿易の拡大から締め出される恐れがあるのみならず、欧州市場はもちろん、第3国市場における国際競争にも相対的に立ち遅れる結果となる。

なおかかる貿易・為替の自由化傾向に関連して注目すべきことは、金融政策の比重の増大である。貿易・為替が自由化されたあと外貨バランスを正しく維持し、国民経済を安定成長の方向に導くには金融政策の機能にまつほかはない。最近欧米諸国において健全財政政策が堅持されるとともに金融政策の運営が早目にかつ弾力的に行なわれつつあるのも、自由化された経済に対処するための当然の措置にはかならない。また国際的資金移動の自由化が進むにつれて世界の金利は平準化する傾向を生じ、はなはだしい低金利や高金利はおのずから消滅するものと思われる。逆にこのことはまた国際金利のメカニズムの復活を意味する。貿易・為替の自由化後は各国経済は従前にもまして密接に関連し、もはや一国のみで独善的インフレ政策を遂行することは不可能となり、通貨金融当局の責任と使命は、国の内外においてますます重大なものとなるであろう。